

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和5年12月11日

証 抱 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第143号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1121回 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000424820.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月3日に開催された第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・石渡明・原子力規制委員会委員が、「志賀原子力発電所2号炉の敷地の地質・地質構造につきましては、概ね妥当な検討がなされているものと評価をいたします。」と述べ、敷地内断層に係る審議が完了したこと（準備書面(34)第1（4頁）、同第2の4（11頁））、同第6の2(1)（97頁）：本書証24頁）

- ・石渡委員が、「2016年の4月27日の規制委員会で、（被告注：有識者会合）評価書が一応決定されたということだったわけです。（略）その後、御社が鋭意調査をしていただいて、膨大なデータが出されて、それに基づいて評価をし直したところ、今回のような非常に説得力のある証拠をもって、将来活動する可能性のある断層等ではないというふうに判断ができるような証拠がたくさん得られたということだと思います。」と述べたこと（準備書面(34)第2の4（11頁），同第5の5（82頁），同第6の2(11)（97頁）：本書証23頁）
- ・原子力規制委員会から，S-4の上載地層法による活動性評価について，「ブロックサンプリングのX線CT画像を示しており（略）S-4断層のトレンチの掘削地点においては、上載地層法が適用可能であること、その評価結果をS-4断層の活動性評価の根拠としても用いることができること、それについては理解をしました。」として，35m盤トレンチにおける評価を了承した旨のコメントがなされたこと（準備書面(34)第4の4(1)（49頁），同第6の2(11)（96頁）：本書証13，14頁）
- ・原子力規制委員会から，K-3の活動性評価について，「K-3断層の鉱物脈法による活動性評価は（略）鉱物脈法だけでなく破碎部の形成環境等の複数の根拠も踏まえて評価したものと我々も理解しております。今、御説明のあった補足資料の記載につ

	<p>いて、資料 1 - 1 の本資料の K - 3 断層の活動性評価の中に取りまとめていただきたい」として、被告の説明を了承した上で、補足資料の記載を本資料に記載するよう求める旨のコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(11)(96頁)：本書証17頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告が、本件敷地内断層と福浦断層との比較について、「敷地内断層では鉱物脈の生成以前に断層活動があり、破碎部が形成したと判断されるのに対し、活断層と評価した福浦断層では鉱物脈の生成後に断層活動があったことを示します。」と説明し、原子力規制委員会から特に異論等は述べられず、被告の説明が了承されたこと（準備書面(34)第6の2(11)(96, 97頁)：本書証5頁） ・原子力規制委員会から、取りまとめとして、「有識者会合による評価とか、今後の課題を踏まえて行った鉱物脈法を用いた評価とか、あと上載地層法などの確かな根拠によって、これらの断層が後期更新世以降の活動がないという評価が示されたということを確認できました。」として、本件敷地内断層がいずれも「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとする評価を了承した旨のコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(11)(97頁)：本書証19頁）
--	---

乙A第144号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第902回（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000332353.pdf よりダウンロード) [1ないし18頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年10月2日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、令和2年10月2日に開催された第902回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・石渡明委員が、「志賀原子力発電所の敷地の地質・地質構造のうち、活動性評価を行う評価対象断層の選定につきましては、これで妥当な選定が行われているというふうに判断をいたします。選定された断層を対象にして、今後引き続き活動性評価を審議することといたします。」と述べ、評価対象断層は敷地（陸域）6本（S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7及びS-8）並びに敷地（海岸部）4本（K-2, K-3, K-14及びK-18）の計10本に確定したこと（準備書面(34)第2の4

	<p>(11頁), 同第6の1(8)(89, 90頁)：本書証 18頁)</p> <ul style="list-style-type: none">・原子力規制委員会から, 海岸部の断層の抽出及び評 価対象断層の選定方針について, 「(被告注: K-2 2ないしK-26の) 5本の断層が追加されて、評 価対象断層の選定フローで検討されると。(略) 適切 に断層の総数を評価しているということを確認しま した。」として, 被告の説明を了承した旨のコメント がなされたこと (準備書面(34)第6の1(8)(88, 89頁)：本書証13頁)・原子力規制委員会から, 海岸部の断層と重要施設 (取水路トンネル)との位置関係について, 「今回の 評価では、従前評価で取水路には延長しないと評価 していたK-17、K-18、K-20、K-21 断層について、断面等への不確かさを踏まえること によって、重要構造物に分布するものと考えて、選 定の評価を行う考えに変更しているということが確 認できました。これについても妥当な評価が行わ れたと考えています。」として, いずれも妥当である旨 のコメントがなされたこと (準備書面(34)第6の1 (8)(89頁)：本書証13頁)・原子力規制委員会から, 「敷地内の断層としては、合 計10本の断層というものを代表として、その活動 性の評価を行うことについては理解をいたしました。」 として, 陸域及び海岸部の評価対象断層の選定 方針及び選定結果のいずれも妥当である旨のコメン
--	---

	トがなされたこと（準備書面(34)第6の1(8)(89 頁)：本書証15頁)
--	---

(

乙A第145号証

証拠の標目	北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査の状況及び今後の対応－敷地内断層の活動性評価－ (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nra.go.jp/data/000423420.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月15日
作 成 者	原子力規制庁
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月15日に開催された令和4年度第82回原子力規制委員会における配布資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第82回原子力規制委員会において、第1121回審査会合における審議結果を踏まえた今後の対応として、第1案「改めて有識者の意見を聞く必要がある。」、第2案「改めて有識者の意見を聞く必要はない。」のいずれにするかについて審議されたこと（準備書面(34)第2の5（12頁）：本書証4頁） ・被告が、断層の活動性評価に当たっては、「上載地層法」及び「鉱物脈法」という二つの方法に依っていること（準備書面(34)第3の1(1)イ（15頁）：本書

	<p>証 1 4 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件原子力発電所以外に、主に上載地層法により敷地内断層の活動性評価が行われた施設としては、九州電力玄海原子力発電所、関西電力大飯発電所、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所、日本原子力発電東海第二発電所及び日本原燃再処理施設の 5 施設があること（準備書面 (34) 第 3 の 1 (2) (17 頁)：本書証 3 頁） ・ 本件原子力発電所以外に、主に鉱物脈法により敷地内断層の活動性評価が行われた施設としては、九州電力川内原子力発電所、四国電力伊方発電所、中国電力島根原子力発電所、関西電力高浜発電所、同美浜発電所及び東北電力女川原子力発電所の 6 施設があること（準備書面 (34) 第 3 の 1 (3) ア (21 頁)：本書証 3 頁） ・ 被告が、S - 2 ・ S - 6 の海側（西側）において、空中写真判読及び詳細な DEM 解析を実施し、地形の特徴を基に、S - 2 ・ S - 6 に沿って調査範囲をエリア 1 ないし 5 に分割し、リニアメント・変動地形の判読を行い、人工改変前の地形及び岩盤上面が山側（東側）に傾く範囲について確認したこと（準備書面 (34) 第 5 の 2 (2) ア (73 頁)：本書証 7 頁） ・ 被告が、敷地周辺の断層（碁盤島沖断層、富来川南岸断層、福浦断層及び兜岩沖断層）と本件敷地内断層との関係（連続性の有無等）を明らかにするため、各種調査を実施したこと（準備書面 (34) 第 5 の
--	---

	<p>4(5) (80, 81頁)：本書証7頁)</p> <p>・被告が、富来川南岸断層と兜岩沖断層との断層構造の連續性の有無を検討するため、両断層間の海域の地質構造について、海上音波探査に加え、海底重力探査の結果を用いて検討を行ったこと（準備書面 (34) 第5の4(6) (81頁)：本書証7頁）</p>
--	--

乙A第146号証

証拠の標目	令和4年度原子力規制委員会第82回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nra.go.jp/data/000424044.pdf よりダウンロード) [1ないし14頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月15日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和5年3月15日に開催された令和4年度第82回原子力規制委員会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・原子力規制庁から、第1121回審査会合における審議内容が報告され、「審査チームとしましては、有識者会合評価書で指摘された『今後の課題』への事業者の対応につきまして、おおむね妥当な検討がなされているものと評価し、S-1及びS-2・S-6の後期更新世以降の活動は認められないとの事業者の活動性評価につきましても、おおむね妥当な検討がなされているものと評価してございます。」として、本件敷地内断層はいずれも活動性がないとする被告の評価を妥当とする旨の見解が示されたこと (準備書面(34)第2の5(12頁)：本書証8頁)

- ・ 山中伸介・原子力規制委員会委員長から、「有識者が提案された『今後の課題』というのは、十分にクリアされて御判断されたものと考えますので、案2で結構かと思います。」との意見が述べられたこと（準備書面(34)第2の5(12頁)：本書証14頁）
- ・ 田中知・原子力規制委員会委員から、「(被告注：有識者から)新たな知見の提出というのは考えにくいのではないかと思いますし、等々があって、第2案で結構かと思います。」との意見が述べられたこと（準備書面(34)第2の5(12, 13頁)：本書証14頁）
- ・ 杉山智之・原子力規制委員会委員から、「明確な考え方（被告注：上載地層法や鉱物脈法のこと。）に基づいて、データがそれを示すという、そういうものであれば、有識者に改めて御意見を聞くことなく案2のとおり進めてよいと私は思います。」との意見が述べられたこと（準備書面(34)第2の5(13頁)：本書証14頁）
- ・ 伴信彦・原子力規制委員会委員から、「有識者会合のむしろ提言（被告注：『今後の課題』のこと。）に沿ってデータを充実させたところ、明確にそれを否定できたということなので、むしろ整合する結果ですから、それで、第2案でよろしいかと思います。」との意見が述べられたこと（準備書面(34)第2の5(13頁)：本書証14頁）
- ・ 石渡委員から、「3月3日に、敷地内断層の評価断層

	<p>10本について、活動性が認められないとした評価というのは妥当であると考えておりますし、改めて有識者の意見を聞く必要はないのではないかと私は考えます。」との意見が述べられたこと（準備書面(34)第2の5(13頁)：本書証14頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石渡委員が、「私が着任する前に唯一許可が出た川内原子力発電所、この敷地内断層の評価も実は鉱物脈法で行われております。それで、その後、（被告注：上記九州電力川内原子力発電所を含めた）6施設について、今まで鉱物脈法で判断してきた実績がございます。」として、鉱物脈法は多数の実績がある信頼性の高い評価方法である旨説明していること（準備書面(34)第3の1(3)ア(21頁)：本書証13頁） ・石渡委員が、「今回、鉱物脈法で活動性がないと確認したのはどこかといいますと、旧A・Bトレンチよりも更に海側、S-2・S-6に近い、すぐ近くの側の黄色い○が二つ並んでいる、そこの場所（被告注：S-1北西部に当たるH-6・7孔及びH-6・6-1孔）のボーリング試料で、鉱物脈法で鉱物脈が断層によってずれていないということを確かめています。もし有識者の考え方だと、この部分は必ず動いていなければいけないわけで、そこが全く動いていないということが確認されたということでございますので、活動性は否定ができるということになります。」として、有識者会合評価書の評価も
--	--

	<p>踏まえた上で、S-1 北西部の旧A・Bトレーニングの地下延長部に当たる位置における鉱物脈法の評価結果によれば、S-1は南東部はもとより、有識者会合のいう北西部においても後期更新世以降活動していないことが明らかであり、S-1は後期更新世以降活動していないとする被告の評価が妥当であるとする旨報告していること（準備書面(34)第5の1(2)ウ(71頁)：本書証13頁）</p> <ul style="list-style-type: none">・原子力規制庁から、「全てデータ拡充をきちんとした上で、有識者が言っていた『今後の課題』については、解決できていると考えております。」と報告されていること（準備書面(34)第5の5(82, 83頁)：本書証12頁）・伴委員から、「（被告注：有識者会合評価書は）もっと情報を集める必要があると。そうしないと適正な判断ができないという、そういういわば結論がオープンな状態で終わっているという解釈はできるわけですよ。」として、「今後の課題」が提示されたこと自体が、本件原子力発電所に係る有識者会合において科学的議論が尽くされたとは言えないことを意味するものであると指摘されていること（準備書面(34)第7の4(102, 103頁)：本書証11頁）
--	---

乙A第147号証

証拠の標目	「北日本新聞」令和2年7月11日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月11日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和2年7月10日に開催された原子力規制委員会の第875回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、被告が、鉱物脈の観察・観察等について、東京大学の研究室等と共同で実施するなど、外部の研究者の知見も随時取り入れていること（準備書面(34)第3の1(1)（15頁））を明らかにする。</p>

乙A第148号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第875回 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000319489.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月10日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和2年7月10日に開催された第875回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、石渡委員が、被告による鉱物脈法の調査結果について、「鉱物脈法によって新しいデータが幾つか提出されまして、一部の断層については、そういう鉱物脈法によって破碎帶の最新面を鉱物脈が切っている。あるいは鉱物脈ができてから以後、動いていないという証拠が幾つか出されてきたというのは、これは大きな進展だというふうに私は評価をいたします。」と述べたこと（準備書面(34)第3の1(1)(15, 16頁), 同第6の2(4)(91, 92頁)：本書証42頁）を明らかにする。</p>

乙A第149号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisy/tekigousei/power_plants/200000453.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月3日に開催された第112回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・M I 段丘堆積物又はH I a段丘堆積物は少なくとも後期更新世以前に堆積した地層であることから、これらの地層について、断層運動による変位・変形が認められなければ、これらを「上載層」とする断層は少なくとも後期更新世以降に活動していないと評価できること（準備書面(34)第3の1(2)イ(19, 20頁)：本書証21ないし23, 5-5ないし5-22頁） ・現在、地下浅部において変質鉱物が確認されていること及びM I S 5 e以降の本件敷地周辺の地盤の隆

起速度が概ね毎千年 0.13 メートルであることから、被告が、I/S 混合層は約 600 万年前以前に標高マイナス 800 メートル以深の地下深部で生成され、その後、地下浅部まで隆起してきたものと判断したこと（準備書面(34)第 3 の 1(3)ウ(ア)（23, 24 頁）：本書証 24 ないし 27, 5-23 ないし 5-61, 5-275, 5-276 頁）

- ・能登半島周辺の地質構造に関する既往知見によれば、本件敷地周辺一帯は、中期中新世以前に沈降し、その後に隆起したとされていること（準備書面(34)第 3 の 1(3)ウ(ア)（24 頁）：本書証 5-42 頁）
- ・被告が、適切に各断層の最新面を抽出・認定した上で、鉱物脈法による評価を実施していること、具体的には、まず巨視的観察により破碎部から主せん断面を抽出した上で、主せん断面についての薄片による微視的観察により最新ゾーンを抽出し、最新ゾーンの中から Y 面（主せん断面）を全て抽出し、Y 面の中から最も直線性・連続性がよい面を最新面として認定したこと（準備書面(34)第 3 の 1(3)ウ(イ)（25 頁）：本書証 24, 5-52, 5-53 頁）
- ・被告による薄片観察の結果、碎屑岩脈は複雑に枝分かれし、内部に流動状の構造が認められることから、碎屑岩脈は未固結な状態で高い圧力を受けて貫入したことが示唆されたこと、また、碎屑岩脈の周辺の I/S 混合層中に引きずり等の構造が認められ

ないことから、碎屑岩脈の貫入当時、周辺の I / S 混合層は現在と異なり軟質ではなかった、すなわち、現在とは異なる環境下にあったことが示唆されたこと、被告の能登半島の形成史に係る文献調査の結果によれば、碎屑岩脈が確認された標高における地下の封圧は約 12 万ないし 13 万年前以降、現在と同程度に低いことから、碎屑岩脈は少なくとも後期更新世以降に形成されたものではないと判断できること（準備書面 (34) 第 3 の 1(3)エ(7) (28, 29 頁)：本書証 26, 27, 5-45, 5-46 頁）

・本件敷地は、地表踏査、ボーリング調査、トレンチ調査等の地質調査結果によれば、岩盤である別所岳安山岩類とこれを覆う第四紀の堆積物から構成されていること（準備書面 (34) 第 3 の 2(1) (32 頁)：本書証 9 ないし 11 頁）

・被告が、本件敷地の陸域及び本件敷地前面の海岸部において、重要な安全機能を有する施設を中心に、露頭調査やボーリング調査を実施し、本件敷地の別所岳安山岩類中に認められる全ての不連続面から、破碎部を有するものを抽出し、文献調査の結果を踏まえ、粘土状破碎部、砂状破碎部、角礫状破碎部並びに固結した粘土・砂状破碎部及び固結した角礫状破碎部に分類したこと（準備書面 (34) 第 3 の 2(2) (32, 33 頁)：本書証 13, 2-6 頁）

・被告が、破碎部と評価する範囲（破碎部の幅）については、目視観察結果に基づき、主せん断面の直近

	<p>又はその周辺にせん断面と関連していると考えられる変形構造が認められる範囲としたこと（準備書面(34)第3の2(2)(33頁)：本書証2-7頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、破碎部のうち、一定の長さや幅を有するものを抽出し、「断層」として活動性評価の検討対象としたこと、具体的には、破碎部（断層）の規模の観点から、まず、直接確認できる長さが50メートル以上のものを検討対象とし、50メートル未満の連續性が乏しい破碎部については、連續性を有するもの（より長いもの）に代表させることとし、次に、調査結果によれば破碎部の長さが長いほど幅が厚い傾向があることを踏まえ、直接長さが確認できない破碎部については、最大幅3センチメートル以上のものは検討の対象とし、また、最大幅3センチメートル未満のものについても、他の破碎部の延長位置にある場合は当該破碎部とあわせた長さに基づき検討対象とするか否かを判断するなど、保守的に抽出した結果、陸域10本（S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8, S-9, B-1, B-2及びB-3）及び海岸部26本（K-1ないしK-26）の計36本の破碎部について、「断層」として抽出し、活動性評価の検討対象としたこと（準備書面(34)第3の2(2)(33, 34頁)：本書証14, 15, 2-9, 2-10, 2-12ないし2-23頁）。 被告が、本件敷地内断層36本（陸域10本、海岸
--	---

部26本)について、各断層の性状を把握した上で、「走向」「傾斜」「運動方向」及び「規模」の4項目に基づき、6つの系統に区分したこと(準備書面(34)第3の2(3)ア(34頁):本書証15,2-24ないし2-44頁)

- ・被告が、本件敷地内断層36本を対象に、データの整理や系統区分を踏まえ、評価対象断層として、敷地(陸域)6本(S-1,S-2・S-6,S-4,S-5,S-7及びS-8)並びに敷地(海岸部)4本(K-2,K-3,K-14及びK-18)の計10本を選定したこと(準備書面(34)第3の2(3)イ(35頁):本書証12ないし20,4-1ないし4-40頁)
- ・被告が、本書証の8ないし47頁において、「補足①ないし④」として、各断層の活動性評価の概要を記載していること(準備書面(34)第4(39頁):本書証8ないし47頁)
- ・被告が、本書証の5-63頁以下において、各断層の活動性評価の根拠となるトレーナー調査やボーリング調査に基づく評価結果を記載していること(準備書面(34)第4(39頁):本書証5-63頁以下)
- ・被告が、B-2について、S-2・S-6に並走して分布する極めて小規模な断層であり、北部でS-2・S-6と会合すること等が確認されたことから、S-2・S-6の一部と判断しており、上記判断は、断層形成に係る文献調査結果(断層形成時の

周囲の岩盤等の状況に関する論文及び断層形成に伴うせん断構造に関する論文)からも矛盾しないことを確認していること(準備書面(34)第4の1(1)(40頁):本書証4-5頁)

- ・被告が、S-1について、上載地層法に係る調査地点であるS-1南東部の駐車場南東方トレーニングにおいて、S-1が岩盤直上のH I a段丘堆積物に対し、変位・変形を与えていないことから、S-1の最新活動は、H I a段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと(準備書面(34)第4の2(1)(44頁):本書証28ないし30, 5-64ないし5-72, 5-311ないし5-314頁)
- ・被告が、S-1について、S-1北西部の旧A・Bトレーニングの地下延長部に当たる位置でボーリング調査を実施し(H-6.7孔及びH-6.6-1孔), 薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合層に変位・変形が認められないことから、S-1の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと、また、駐車場南側法面に近接したボーリング調査地点であるM-12.5孔について、薄片観察の結果、S-1の最新ゾーン全体を横断する碎屑岩脈に破碎変形が認められないことから、S-1の最新活動が碎屑岩脈の形成以前であることを確認したこと(準備書面(34)第4の2(2)(44, 45頁):本書証28, 29, 3

1, 5-64, 5-74ないし5-95, 5-31
1ないし5-314頁)

- ・被告が、S-2・S-6について、上載地層法に係る調査地点であるN○. 2トレンチにおいて、S-2・S-6がその上部のM I段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、S-2・S-6の最新活動は、M I段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の3(1)（46頁）：本書証32ないし34, 5-97, 5-99ないし5-107, 5-315ないし5-317頁）
- ・被告が、S-2・S-6について、ボーリング調査地点であるF-8. 5'孔及びK-6. 2-2孔について、薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合層に変位・変形が認められないことから、S-2・S-6の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の3(2)（47, 48頁）：本書証32, 33, 35, 5-97, 5-109ないし5-123, 5-315ないし5-317頁）
- ・被告が、S-4について、上載地層法に係る調査地点である35m盤トレンチにおいて、S-4が岩盤直上のH I a段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、S-4の最新活動は、H I a段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の4(1)（49, 50頁）：本書証36ないし

	<p>38, 5-126, 5-128ないし5-138, 5-318. 5-319頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、S-4について、ボーリング調査地点であるE-8. 60孔及びE-8. 50'孔（2点）について、計3点の薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合層に変位・変形が認められないことから、S-4の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の4(2)（51頁）：本書証36, 37, 39, 5-126, 5-140ないし5-154, 5-318. 5-319頁） 被告が、S-5について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるR-8. 1-1-2孔について、薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合層に変位・変形が認められないことから、S-5の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の5（52, 53頁）：本書証44, 5-158ないし5-171頁） 被告が、S-7について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるH-5. 7'孔（2点）及びH-5. 4-1E孔について、計3点の薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合
--	---

層に変位・変形が認められないことから、S-7の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の6（54頁）：本書証44，5-175ないし5-194頁）

- ・被告が、S-8について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるF-6.75孔について、薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合層に変位・変形が認められないことから、S-8の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の7（55頁）：本書証45，5-198ないし5-208頁）
- ・被告が、K-2について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるG-1.5-80孔（3点）及びH-1.1-87孔について、計4点の薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所のI/S混合層に変位・変形が認められないことから、K-2の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の8（57頁）：本書証45，5-212ないし5-227頁）
- ・被告が、K-3について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるM-2.2孔について、薄片観察の結果、最新ゾーンに広くI/S混合層が網目状に分布し、それらのI/S混合層に変位・変形が認められないこと、また、最新ゾーン中の岩片におい

て、岩片付近の基質中から岩片内部まで連続的に分布する I / S 混合層にも変位・変形が認められないことから、K - 3 の最新活動が I / S 混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の9(58頁)：本書証45, 5-231ないし5-244頁）

・被告が、K - 14について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるH--0.3-80孔について、薄片観察の結果、I / S 混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の I / S 混合層に変位・変形が認められないことから、K - 14 の最新活動が I / S 混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の10(59, 60頁)：本書証45, 5-248ないし5-257頁）

・被告が、K - 18について、鉱物脈法に係るボーリング調査地点であるH-0.2-75孔について、薄片観察の結果、I / S 混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の I / S 混合層に変位・変形が認められないこと、また、最新面の延長位置に認められる割れ目を遮るように分布する I / S 混合層にも変位・変形が認められないことから、K - 18 の最新活動が I / S 混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の11(60頁)：本書証45, 5-261ないし5-273頁）

- ・被告が、本件敷地内断層と、本件敷地より東方の陸域に位置し、活断層として評価している福浦断層について、断層規模や活動の痕跡を示す破碎部の性状を比較した結果、本件敷地内断層の破碎部においては最新面を横断する粘土鉱物に変位・変形を与えていないのに対し、福浦断層の破碎部においては最新面中の粘土鉱物に変位・変形が認められるなど、明瞭に異なる性状を有していることを確認したこと（準備書面(34)第4の12(1)(62頁)：本書証40, 5-278ないし5-297頁）
- ・被告が、本件敷地周辺の4断層（福浦断層、富来川南岸断層、碁盤島沖断層及び兜岩沖断層）の分布形態について、海上音波探査の結果を踏まえ、傾斜の方向（本件敷地に近づくか否か）を確認した上で、反射法地震探査及びVSP探査を実施した。その結果、本件敷地とこれらの断層との間の岩盤上面に有意な変位・変形は認められず、これらの断層がいずれも本件敷地内断層と連続するものではないことを確認したこと（準備書面(34)第4の12(2)(64頁)：本書証41, 5-299ないし5-307頁）
- ・被告が、N.O. 2トレーニングにおけるS-2・S-6の上載層について、層理の傾斜角を定量的に分析するとともに、傾斜を三次元的に分析した結果、有識者会合評価書のいう層理等が山側に傾斜する傾向は認められないことを確認したこと（準備書面(34)第5の2(2)イ(74頁)：本書証5-100ないし5-1

	<p>07頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、福浦断層及び兜岩沖断層が本件敷地の地下深部へ連続する可能性を考慮し、掘削深度1530メートルの大深度ボーリング孔を用いたVSP探査及び海・陸連続で測線を配置した反射法探査を行った。その結果、福浦断層と兜岩沖断層との間の地下深部には、花崗岩の上面に変位・変形を与える断層は認められないこと、すなわち、両断層はいずれも本件敷地内断層と連続しないことを確認したこと（準備書面(34)第5の2(5)(80, 81頁)：本書証41, 5-301ないし5-307頁） 被告が、第1121回審査会合において、評価対象断層10本の活動性評価について説明を行い、特に、S-4に係る35m盤トレンチにおけるブロックサンプリング、CT画像観察等の結果、同トレンチにおいて上載地層法による明確な活動性評価が可能となり、上載地層法からもS-4の後期更新世以降の活動性が否定されたこと等を説明したこと（準備書面(34)第6の2(11)(96頁)）
--	--

乙A第150号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 補足資料（2／2） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyattekigousei/power_plants/200000453.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月3日に開催された第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・被告が、I／S混合層を用いた鉱物脈法による評価を行うに当たり、I／S混合層が後期更新世より古い時代に生成・形成されたものであることを確認し、その生成過程について検討したこと（準備書面(34)第3の1(3)ウ(ウ)(26, 27頁)：本書証5.14-1-4頁） ・被告が、碎屑岩脈を用いた鉱物脈法による評価を行うに当たり、碎屑岩脈が後期更新世より古い時代に生成・形成されたものであることを確認し、その生成過程について検討したこと（準備書面(34)第3の

	<p>1(3)ウ(I)（31頁）：本書証5.14-1-5頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告が、各断層の活動性評価の根拠となるトレーンチ調査やボーリング調査についての詳細な調査結果を本書証に記載していること（準備書面(34)第4（39頁）：本書証5.4-1-1頁以下） ・被告が、S-1について、上載地層法に係る調査地点であるS-1南東部の駐車場南東方トレーンチにおいて、S-1が岩盤直上のH I a段丘堆積物（礫の真円度に基づき認定）に変位・変形を与えていないことから、S-1の最新活動は、H I a段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の2(1)（44頁）：本書証5.4.1-1ないし5.4-1-12頁） ・被告が、S-1について、ボーリング調査地点であるH-6.7孔及びH-6.6-1孔について、薄片観察の結果、旧A・Bトレーンチの地下延長部に当たる位置で、粘土鉱物（I/S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I/S混合層）に変位・変形が認められないことから、S-1の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したほか、駐車場南側法面に近接したボーリング調査地点であるM-12.5'孔について、薄片観察の結果、碎屑岩脈がS-1の破碎部全体を横断していることから、S-1の最新活動が碎屑岩脈の形成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の2(2)（4
--	---

4, 45頁) : 本書証5. 4-2-1ないし5. 4. 2-41頁)

・被告が, S-2・S-6について, 上載地層法に係る調査地点であるNo. 2トレンチにおいて, S-2・S-6はM I段丘堆積物(礫の平均真円度に基づき認定)に変位・変形を与えていないことから, S-2・S-6の最新活動は, M I段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと(準備書面(34)第4の3(1)(46頁) : 本書証5. 5. 1-1ないし5. 5. 1-100頁)

・被告が, S-2・S-6について, ボーリング調査地点であるF-8. 5'孔及びK-6. 2-2孔について, 薄片観察の結果, 粘土鉱物(I/S混合層)が最新面を横断して分布し, 最新面が不連続になっており, 不連続箇所の粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形が認められないことから, S-2・S-6の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと(準備書面(34)第4の3(2)(47, 48頁) : 本書証5. 5. 2-1ないし5. 5. 2-22頁)

・被告が, S-4について, 35m盤トレンチにおいて, トレンチ壁面から土塊を採取するブロックサンプリングを行い, ブロックサンプリングに当たり掘り込んだ壁面を詳細に観察するとともに, 得られたブロックについてCTスキャンを実施し, その内部を詳細に観察した結果, S-4が岩盤上面及び岩盤

	<p>直上のH I a段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、S-4の最新活動は、H I a段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の4(1)(49, 50頁)：本書証5. 6. 1-1ないし5. 6. 1-46頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、S-4について、ボーリング調査地点であるE-8. 60孔及びE-8. 50'孔（2点）について、計3点の薄片観察の結果、粘土鉱物（I/S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I/S混合層）に変位・変形が認められないことから、S-4の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の4(2)(51頁)：本書証5. 6-2-1ないし5. 6. 2-29頁） 被告が、S-5について、ボーリング調査地点であるR-8. 1-1-2孔について、薄片観察の結果、粘土鉱物（I/S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I/S混合層）に変位・変形が認められないことから、S-5の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の5(52, 53頁)：本書証5. 7-1-1ないし5. 7-1-8頁） 被告が、S-7について、ボーリング調査地点であるH-5. 7'孔（2点）及びH-5. 4-1E孔
--	--

について、計3点の薄片観察の結果、粘土鉱物（I／S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I／S混合層）に変位・変形が認められないことから、S-7の最新活動がI／S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の6（54頁）：本書証5. 8-1-1ないし5. 8-1-28頁）

- ・被告が、S-8について、ボーリング調査地点であるF-6. 75孔について、薄片観察の結果、粘土鉱物（I／S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I／S混合層）に変位・変形が認められないことから、S-8の最新活動がI／S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の7（55頁）：本書証5. 9-1-1ないし5. 9-1-8頁）
- ・被告が、K-2について、ボーリング調査地点であるG-1. 5-80孔（3点）及びH-1. 1-87孔について、計4点の薄片観察の結果、粘土鉱物（I／S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I／S混合層）に変位・変形が認められないことから、K-2の最新活動がI／S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の8（57頁）：本書証5. 10-1-1ないし5. 10

－ 1 － 5 2 頁)

- ・被告が、K-3について、ボーリング調査地点であるM-2. 2孔について、薄片観察の結果、最新ゾーンに広く粘土鉱物（I/S混合層）が網目状に分布し、それらの粘土鉱物（I/S混合層）に変位・変形が認められないこと、また、最新ゾーン中の岩片に分布する粘土鉱物（I/S混合層）にも変位・変形が認められないことから、K-3の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の9（58頁）：本書証5. 11-1-1ないし5. 11-1-40頁）
- ・被告が、K-14について、ボーリング調査地点であるH--0. 3-80孔について、薄片観察の結果、粘土鉱物（I/S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I/S混合層）に変位・変形が認められないことから、K-14の最新活動がI/S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の10（59, 60頁）：本書証5. 12-1-1ないし5. 12-1-5頁）
- ・被告が、K-18について、ボーリング調査地点であるH-0. 2-75孔について、薄片観察の結果、粘土鉱物（I/S混合層）が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物（I/S混合層）に変位・変形が認められないこと、また、最新面の延長位置に認められる

	<p>割れ目を遮るように分布する粘土鉱物（I／S混合層）にも変位・変形が認められないことから、K-18の最新活動がI／S混合層の生成以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の11(60頁)：本書証5.13-1-1ないし5.13-1-29頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、本件敷地内断層と福浦断層について、断層規模や活動の痕跡を示す破碎部の性状を比較した結果、本件敷地内断層の破碎部においては最新面の粘土鉱物に変位・変形を与えていないのに対し、福浦断層の破碎部においては最新面の粘土鉱物に変位・変形が認められるなど、明瞭に異なる性状を有していることを確認したこと（準備書面(34)第4の12(1)(62頁)：本書証5.15-1-57ないし5.15-1-68頁） 被告が、有識者会合評価書が地層は再堆積したものである可能性が高いとした駐車場南側法面の地層について、土壤の斑紋構造は当該斑紋構造の形成後に再堆積していないことを示すという知見を踏まえ、肉眼観察及びCT画像観察を行った結果、地層中の赤色土壤に明瞭な斑紋構造が認められ、当該地層が再堆積したものではなく、上載地層法による活動性評価に用いることができる事が確認されたこと（準備書面(34)第5の1(2)ア(68頁)：本書証5.18-1-13ないし5.18.1-16頁） 被告が、旧A・Bトレンチと同じ中位段丘Ⅰ面上に
--	--

位置する、本件原子力発電所建設時の掘削法面の写真及びスケッチについて確認を行った結果、旧A・Bトレンチのような岩盤上面の段差（高度差）が認められないことを確認したこと（準備書面(34)第5の1(2)イ⑦（69頁）：本書証5. 18-1-19ないし5. 18-1-22頁）

- ・被告が、S-2・S-6の海側について、岩盤上面が山側に傾くのは、エリア5でも局所的な範囲に限られ、その他のエリアでは山側への傾きは認められず、海側の地形及び岩盤上面については系統的な山側への傾きがないことを確認したこと（準備書面(34)第5の2(2)ア（73頁）：本書証5. 5-1-53ないし5. 5-1-56頁）
- ・被告が、S-2・S-6付近の「凸状地形」について、凸状の頂部付近からボーリング調査を実施した結果、「凸状地形」の地下には有識者会合評価書のいう西側を隆起させるような断層は認められず、「凸状地形」は波蝕台形成時における岩盤上面の起伏を反映したものであることを確認したこと（準備書面(34)第5の2(2)ア（73頁）：本書証5. 5-1-57ないし5. 5-1-88頁）
- ・被告が、No. 2トレンチにおけるS-2・S-6の上載層について、層理の傾斜角を定量的に分析するとともに、傾斜を三次元的に分析した結果、有識者会合評価書のいう層理等が山側に傾斜する傾向は認められないことを確認したこと（準備書面(34)第5

- の 2(2)イ (74 頁) : 本書証 5. 5 - 1 - 2 ないし
5. 5 - 1 - 4 4 頁)
- ・被告が, S - 2 ・ S - 6 の連続性について, ボーリング調査によりその南端を把握し, S - 2 ・ S - 6 が南方延長の中位段丘 I 面及び海岸部露岩域まで連続していないことを確認するとともに, S - 2 ・ S - 6 の南方延長の海域における音波探査記録を再解析しても断層が認められないと, すなわち, S - 2 ・ S - 6 が海域まで延長しないことを確認したこと (準備書面 (34) 第 5 の 4(4) (79 頁) : 本書証 5. 5 - 1 - 9 0 ないし 5. 5 - 1 - 9 7 頁, 5. 1 8 - 1 - 5 8 ないし 5. 1 8 - 1 - 6 5 頁)
 - ・被告が, 福浦断層及び兜岩沖断層が本件敷地の地下深部へ連続する可能性を考慮し, 掘削深度 1530 メートルの大深度ボーリング孔を用いた VSP 探査及び海・陸連続で測線を配置した反射法探査を行った結果, 福浦断層と兜岩沖断層との間の地下深部には, 花崗岩の上面に変位・変形を与える断層は認められないこと, すなわち, 両断層はいずれも本件敷地内断層と連続しないことを確認したこと (準備書面 (34) 第 5 の 4(5) (80, 81 頁) : 本書証 5. 1 8 - 1 - 6 6, 5. 1 8 - 1 - 6 7 頁)
 - ・海上音波探査の結果によれば, 富来川南岸断層と兜岩沖断層との間の海底において断層の存在を推定させるような変位・変形は認められず, 両断層付近の海域の D2 層 (別所岳安山岩類に相当) 上面の形状

を確認した結果からも、両断層の間に連続する構造は認められなかったこと（準備書面(34)第5の4(6)(81頁)：本書証5.16-1-4ないし5.16-1-9頁）

- ・海底重力探査の結果に基づき作成されたブーゲー異常図によれば、両断層の間に連続する重力構造は認められず、重力勾配テンソル解析の結果からも、富来川南岸断層が地下においても周囲の断層と連続しないことが明らかとなったこと（準備書面(34)第5の4(6)(82頁)：本書証5.16-1-10ないし5.16-1-12頁）
- ・被告が、渡辺満久氏ら及び有識者会合評価書が富来川南岸断層と兜岩沖断層との間の海底の断層の存在を推定する根拠とした「完新世段丘の存在と高度分布」について、ボーリング調査及びトレンチ調査を行った結果、指摘されていた段丘面の高度差は、人工改変土や陸成堆積物によって形成されたものであり、断層活動によって形成されたものではないことを確認していること（準備書面(34)第5の4(6)(82頁)：本書証5.16-1-13ないし5.16-1-21頁）
- ・被告が、第1121回審査会合において、評価対象断層10本の活動性評価について説明を行い、特に、S-4に係る35m盤トレンチにおけるプロックサンプリング、CT画像観察等の結果、同トレンチにおいて上載地層法による明確な活動性評価が可

	能となり、上載地層法からも S - 4 の後期更新世以降の活動性が否定されたこと等を説明したこと（準備書面 (34) 第 6 の 2 ⑪ (96 頁)）
--	--

乙A第151号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 補足資料（1／2） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyatekigousei/power_plants/200000453.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月3日に開催された第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・被告が、詳細観察の結果、従前、「凝灰質な細粒部」としていた箇所については固結した粘土・砂状破碎部が、「帶状を呈する火山碎屑岩」については固結した角礫状破碎部が、それぞれ含まれることを確認していること（準備書面(34)第3の2(2)（33頁）：本書証2.2-1-2頁） ・被告が、各断層の運動方向を確認したこと（準備書面(34)第3の2(3)ア（34, 35頁）：本書証2.5-1-1ないし2.5-1-439頁） ・被告が、各断層の端部を確認したこと（準備書面

(34) 第 3 の 2 (3)ア (35 頁) : 本書証 2. 3 - 4 - 1
ないし 2. 3 - 4 - 5 8 頁)

- ・被告が、断層の抽出について本書証に記載していること（準備書面 (34) 第 4 (39 頁) : 本書証 2. 3 - 2 - 1 頁以下）
- ・被告が、S - 1 の端部について、北西方向については、本件 1 号機基礎掘削面において、S - 2 ・ S - 6 を超えて連続しないことを、南東方向については、ボーリング調査地点であるO - 17. 9 孔及びO - 18 孔より南東方に連続しないことを、それぞれ確認していること（準備書面 (34) 第 4 の 2 (43, 44 頁) : 本書証 2. 3 - 4 - 2 ないし 2. 3 - 4 - 8 頁）
- ・被告が、S - 2 ・ S - 6 の端部について、北方向については、N o. 3 トレンチより北方に連続しないことを確認した上で延長部のボーリング地点であるB - 9 - 1 孔においてもS - 2 ・ S - 6 が認められないことを、南方向については、ボーリング地点であるN - 5. 1 孔より南方に連続しないことを、それぞれ確認していること（準備書面 (34) 第 4 の 3 (46 頁) : 本書証 2. 3 - 4 - 9 ないし 2. 3 - 4 - 2 2 頁）
- ・被告が、S - 4 の端部について、北東方向については、ボーリング調査地点であるA - 14. 5 S E 孔より北方に連続しないことを、南西方向については、本件 1 号機基礎掘削面においてS - 1 を超えて

	<p>連続しないことを、それぞれ確認していること（準備書面(34)第4の4(48頁)：本書証2.3-4-23ないし2.3-4-60頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、S-5の端部について、北方向については、本件2号機基礎掘削面においてS-5が面の途中で認められなくなることを、南方向については、本件1号機基礎掘削面においてS-5が面の途中で認められなくなることを、それぞれ確認していること（準備書面(34)第4の5(52頁)：本書証2.3-4-61ないし2.3-4-64頁） 被告が、S-7の端部について、北西方向については、ボーリング調査地点であるF-4.2孔より北西に連続しないことを、南東方向については、本件1号機基礎掘削面において面の途中でS-7が認められなくなることを、それぞれ確認していること（準備書面(34)第4の6(53,54頁)：本書証2.3-4-65ないし2.3-4-70頁） 被告が、S-8の端部について、北西方向については、ボーリング調査地点であるC-5.5孔より北西に連続しないことを、南東方向については、本件2号機基礎掘削面及び会合部トレンチにおいてS-2・S-6を超えて連続しないことを、それぞれ確認していること（準備書面(34)第4の7(55頁)：本書証2.3-4-71ないし2.3-4-78頁） 被告が、K-2の端部について、北東方向について
--	--

は、ボーリング調査地点であるE-2.7孔より北東に連続しないことを確認した上で、延長部のE-2.7孔においてもK-2が認められないことを確認していること（準備書面(34)第4の8(56頁)：本書証2.3-4-103ないし2.3-4-108頁）

- ・被告が、K-3の端部について、北東方向については、露岩域においてK-3が認められなくなることを確認した上で、延長部のボーリング調査地点であるK-2.3孔においてもK-3が認められないことを確認していること（準備書面(34)第4の9(58頁)：本書証2.3-4-109ないし2.3-4-113頁）
- ・被告が、本件敷地及び本件敷地前面海域について反射法地震探査及びVSP探査を実施し、本件敷地及び本件敷地前面海域の地下の地層や岩盤に断層の存在を示すような変位・変形が存在しないことを確認したこと（準備書面(34)第5の3(2)(76頁)：本書証1.3-2-1ないし1.3-2-15頁）
- ・被告が、第1121回審査会合において、評価対象断層10本の活動性評価について説明を行い、特に、S-4に係る35m盤トレンチにおけるブロックサンプリング、CT画像観察等の結果、同トレンチにおいて上載地層法による明確な活動性評価が可能となり、上載地層法からもS-4の後期更新世以降の活動性が否定されたこと等を説明したこと（準

備書面(34)第6の2(1)(96頁)

乙A第152号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 参考資料 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyattekigousei/power_plants/200000453.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月3日に開催された第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・被告が、各断層の活動性評価の根拠となるもの以外のトレンチ調査及びボーリング調査の結果を、参考資料として区分した資料に記載していること（準備書面(34)第4（39頁）：本書証5.4-1-1頁以下） ・被告が、有識者会合評価書が地層は再堆積したものである可能性が高いとした駐車場南側法面の地層について、土壌の斑紋構造は当該斑紋構造の形成後に再堆積していないことを示すという知見を踏まえ、肉眼観察及びCT画像観察を行った結果、地層中の

	<p>赤色土壌に明瞭な斑紋構造が認められ、当該地層が再堆積したものではなく、上載地層法による活動性評価に用いることができるることを確認したこと（準備書面(34)第5の1(2)ア(68頁)：本書証5.4-1-16ないし5.4-1-32頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告が、有識者会合評価書が活動性の根拠とする、S-1北西部の旧A・Bトレンチにおける⑦岩盤上面の段差について、旧A・Bトレンチと同じ中位段丘Ⅰ面上に位置する、本件原子力発電所建設時の掘削法面の写真及びスケッチ図について確認を行った結果、旧A・Bトレンチのような岩盤上面の段差（高度差）が認められないことを確認し、次に、旧A・Bトレンチで段差が認められ、掘削法面では認められなかったことについて、地形を検討するなどした結果、旧A・Bトレンチは、河川の営力を受けやすい位置にあるのに対し、掘削法面は河川の営力を受けにくい位置にあることを確認したこと（準備書面(34)第5の1(2)イ⑦(68, 69頁)：本書証5.4-1-54ないし5.4-1-58頁） 被告が、有識者会合評価書が活動性の根拠とする、S-1北西部の旧A・Bトレンチにおける④軟質な「凝灰質な細粒部」について、その硬度を定量的に測定するため針貫入試験を実施した結果、「凝灰質な細粒部」は、周辺の岩盤と同程度の硬度であり、断層活動の痕跡である断層ガウジのような軟質なものではないことを確認したこと（準備書面(34)第5の
--	---

	<p>1(2)イ① (70頁)：本書証5.4-1-60頁)</p> <ul style="list-style-type: none">・被告が、有識者会合評価書が活動性の根拠とする、S-1北西部の旧A・Bトレーニングにおける⑦堆積物の傾斜について、その原因を明らかにするため、旧A・Bトレーニングを模擬した堆積実験及び断層変位実験を実施した結果、当該傾斜は、既に存在していた段差を埋めるように地層が堆積した結果であることを確認したこと（準備書面(34)第5の1(2)イ⑦(70頁)：本書証5.4-1-62, 5.4-1-63頁）・被告が、第1121回審査会合において、評価対象断層10本の活動性評価について説明を行い、特に、S-4に係る35m盤トレーニングにおけるブロックサンプリング、CT画像観察等の結果、同トレーニングにおいて上載地層法による明確な活動性評価が可能となり、上載地層法からもS-4の後期更新世以降の活動性が否定されたこと等を説明したこと（準備書面(34)第6の2⑪(96頁)）
--	---

乙A第153号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000422025.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月3日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和5年3月3日に開催された第1121回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・被告が、各審査会合及び現地調査における原子力規制委員会からのコメントに対する回答を、コメント回答として区分した資料に記載していること（準備書面(34)第4(39頁)） ・被告が、S-4が岩盤上面及び岩盤直上のH I a段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、S-4の最新活動は、H I a段丘堆積物の堆積以前であることを確認したこと（準備書面(34)第4の4(1)(49, 50頁)：本書証16ないし25頁） ・被告が、本件敷地内断層の破碎部においては最新面を横断する粘土鉱物に変位・変形を与えていないの

	<p>に対し、福浦断層の破碎部においては最新面中の粘土鉱物に変位・変形が認められるなど、明瞭に異なる性状を有していることを確認したこと（準備書面(34)第4の12(1)(62頁)：本書証12ないし15, 26ないし31頁）</p> <p>・被告が、第1121回審査会合において、評価対象断層10本の活動性評価について説明を行い、特に、S-4に係る35m盤トレンチにおけるブロックサンプリング、CT画像観察等の結果、同トレンチにおいて上載地層法による明確な活動性評価が可能となり、上載地層法からもS-4の後期更新世以降の活動性が否定されたこと等を説明したこと（準備書面(34)第6の2(1)(96頁)）</p>
--	--

乙A第154号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について（抜粋） [表紙、5-228ないし5-262頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月24日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和5年3月29日に開催された志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（67）に先立って、被告が原子力規制委員会に提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、第1121回審査会合における指摘を踏まえ、K-3の生成過程に係る検討結果について追記した資料を原子力規制委員会に提出し、了承されたこと（準備書面(34)第4の9（59頁）、同第6の2(1)（96頁））を明らかにする。</p>

乙A第155号証

証拠の標目	「北日本新聞」令和3年11月19日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月19日
作 成 者	株式会社北日本新聞社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和3年11月18日及び19日に実施された原子力規制委員会の第1回現地調査に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、石渡委員が、現地調査1日目終了後、報道記者らの取材に対し、「(被告注：S-1に係る)何十年前のスケッチは現在の議論のレベルに耐えない。鉱物脈法のデータは、今そこに目の前にある強い証拠になる」と述べたこと（準備書面(34) 第5の1(1)イ（68頁）、第6の2(6)（93頁））を明らかにする。</p>

乙A第156号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1049回（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000400073.pdf よりダウンロード) [1ないし39頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年5月20日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和4年5月20日に開催された第1049回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・原子力規制委員会から、S-2・S-6の上載地層法による活動性評価について、「平成28年の有識者会合においては、このNo. 2トレーナーにおいて、上載層が東側に傾斜するというふうな評価がなされておって、S-2・S-6断層の後期更新世以降に活動した可能性があるというふうな評価をされておりました。そういうことから、昨年の現地調査においても、この上載層がS-2・S-6断層の活動の影響によって山側へ傾斜しているのか、いないのかということについて、断層との位置関係も踏まえ

るなどして、説明するように求めていたところです。

(略) S-2・S-6 の N○. 2 トレンチにおける上載地層というのは、一部、断層の周辺に、局所的に山側傾斜というものもなくはないんですけども、全体としては、一様に山側に傾斜しているというようなものではないというふうな説明については、理解をいたしました。」として、被告の説明を了承した旨のコメントがなされたこと（準備書面(34) 第5の2(2)イ (74頁), 第6の2(8) (94頁)：本書証26, 27頁）

・原子力規制委員会から、鉱物脈法による活動性評価について、「当初示されていた資料よりも鉱物脈が最新面を横断する状況が明確に分かるようになったというふうに考えておりまして、その点、確認できました。」として、より明確なデータが提出されたと評価する旨のコメントがなされたこと（準備書面(34) 第6の2(8) (94頁)：本書証18頁）

乙A第157号証

証拠の標目	第二百十一回国会 衆議院経済産業委員会議録第八号 (抜粋) (国会会議録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121104080X00820230405 よりダウンロード) [1ないし4頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年6月27日
作 成 者	衆議院事務局
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和5年4月5日に開催された衆議院経済産業委員会の議事録である。 本書証によって、山中委員長が、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査について、「有識者の会合で評価いただいた課題に基づいて、事業者が拡充したデータによって断層活動を否定する明確な証拠を示せた事例になると考えております。」と述べていること（準備書面(34)第5の5(83頁)：本書証4頁）を明らかにする。

乙A第158号証

証拠の標目	第二百十一回国会 参議院環境委員会会議録第三号 (抜粋) (国会会議録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121114006X00320230317 よりダウンロード) [1, 13ないし15頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年6月1日
作 成 者	参議院事務局
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和5年3月17日に開催された参議院環境委員会の議事録である。 本書証によって、山中委員長が、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査について、「北陸電力が時間を掛けて真摯に取り組んだものと認識しております。」と述べていること（準備書面(34)第6（83頁）：本書証15頁）を明らかにする。

乙A第159号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 2号炉 適合性審査コメントリスト 【敷地の地質・地質構造】 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000420278.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年2月9日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和5年2月15日に開催された志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（66）に先立って、被告が原子力規制委員会に提出した資料である。</p> <p>本書証によって、各審査会合及び現地調査における原子力規制委員会からのコメントについては、審査会合及びヒアリング資料において通し番号が付されていること（準備書面(34)第6（84頁））を明らかにする。</p>

乙A第160号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造 (概要) (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11105588/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/20160606sika.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月10日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、平成28年6月10日に開催された第368回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、S-1ないしS-8の概要等を説明したこと（準備書面(34)第6の1(1)（84頁））を明らかにする。

乙A第161号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第368回 (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11105588 /www.nsr.go.jp/data/000154444.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月10日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、平成28年6月10日に開催された第368回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・原子力規制委員会から、断層の抽出及び評価対象断層の選定方針について、「(被告注: S-1ないしS-8の) シームありきではなくて、敷地内において、いわゆる断層等というか、破碎部も含めて(略)何を根拠として評価対象として絞り込みをかけていっているのかと、その辺りについて詳細にまず説明をいただきたい」、「敷地の海域側(略)にどういう構造があって、評価の対象としなきゃいけないのか(略)きちんと説明していただきたい」、「切り切られの関係がわかるようなデータを提示してい

ただいた上で、重要施設の位置関係も含めて検討対象のシームを選定して、その活動性とか代表性を説明して（略）いただきたい」として、S-1ないしS-8に限らず、海岸部を含め、本件敷地に分布する断層を網羅的に抽出した上で、切り合い関係に基づく断層の新旧関係や、断層と耐震重要施設等との位置関係等に基づき、評価対象断層を的確に選定するよう求めるコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の1(1)(84, 85頁)：本書証21, 22頁）

・原子力規制委員会から、断層の活動性評価について、「鉱物脈というのは今まであまり議論ができていない部分もあるし、データもすごく限られてきたところなので、ぜひ判断のもとになるようなものを見つける覚悟で、トライしていただく」として、鉱物脈法に基づくデータ拡充を重視するコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の1(1)(85頁)：本書証35頁）

乙A第162号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について【コメント回答】(抜粋) (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10366386/www.nsr.go.jp/data/000181760.pdf よりダウンロード) [1ないし12頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年3月10日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成29年3月10日に開催された第453回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である（なお、本書証の一部は乙A第139号証としても提出している。）。</p> <p>本書証によって、被告が、敷地に存在する断層を網羅的に把握するため、ボーリング調査等を行い、陸域10本、海岸部11本の断層を抽出した上で、断層の切り合い関係に基づく新旧関係の検討等を行い、相対的に最終活動時期が新しく規模も大きい、陸域のS-2・S-6並びに海岸部のK-2及びK-3を評価対象断層として選定したことを説明したこと（準備書面(34)第6の1(2)（85頁））を明らかにする。</p>

乙A第163号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について（敷地内断層に係る追加調査計画）【コメント回答】 (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/12348280/www2.nra.go.jp/data/000376836.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月23日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成29年6月23日に開催された第478回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、評価対象断層の選定について、切り合い関係に加え、断層の規模や運動方向に関するデータ拡充としてボーリング調査等を実施するとともに、断層の性状を再確認するため、XRD分析、EPMA分析、カリウム-アルゴン年代値測定等を実施することを説明したこと（準備書面(34)第6の1(3)（86頁））を明らかにする。

乙A第164号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第478回（抜粋） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11433944 /www2.nsr.go.jp/data/000197953.pdf よりダウンロード) [1, 2, 13ないし23頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月23日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、平成29年6月23日に開催された第478回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である（なお、本書証の一部は乙A第129号証としても提出している。）。</p> <p>本書証によって、被告が、評価対象断層の選定について、切り合い関係に加え、断層の規模や運動方向に関するデータ拡充としてボーリング調査等を実施するとともに、断層の性状を再確認するため、XRD分析、EPMA分析、カリウムーアルゴン年代値測定等を実施することを説明したこと（準備書面(34)第6の1(3)（86頁））を明らかにする。</p>

乙A第165号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について（コメント回答）（抜粋） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/12348280/www2.nra.go.jp/data/000221824.pdf よりダウンロード) [1ないし7頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年3月2日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成30年3月2日に開催された第553回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、分布、性状、運動方向及び耐震重要施設等との位置関係を踏まえ、評価対象断層として、陸域3本（S-1, S-2・S-6及びS-4）、海岸部2本（K-2及びK-3）の5本を選定したことを説明したこと（準備書面(34)第6の1(4)(86頁))を明らかにする。

乙A第166号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第553回（抜粋） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11433944/www2.nsr.go.jp/data/000230153.pdf よりダウンロード) [1ないし3, 29ないし65頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年3月2日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、平成30年3月2日に開催された第553回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・原子力規制委員会から、「S-7、S-8について（略）評価対象断層に加えないということであれば、根拠とする選定手法の妥当性について十分説明をしていただく必要があると考えています。」として、S-7及びS-8について再検討を求めるコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の1(4)（86頁）：本書証59頁） ・原子力規制委員会から、「断層の個別の活動性の評価

	というところも並行で進めたい」として、評価対象断層の選定と並行して、活動性評価について審議を行うとの方針が示されたこと（準備書面(34)第6の1(4)（86頁）：本書証63頁）
--	--

乙A第167号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答）（抜粋） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/12348280/www2.nra.go.jp/data/000246195.pdf よりダウンロード) [1ないし7, 45, 56頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年9月21日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、平成30年9月21日に開催された第627回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、新たに得られた薄片観察の結果も考慮した上で、第553回審査会合と同様、5本（S-1, S-2・S-6, S-4, K-2及びK-3）を評価対象断層として選定したこと（準備書面(34)第6の1(5)(86, 87頁))を明らかにする。

乙A第168号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答）（抜粋） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12315900/www.ndl.go.jp/data/000259056.pdf よりダウンロード) [1ないし11頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成31年1月18日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、平成31年1月18日に開催された第671回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、評価対象断層の選定方針を見直し、断層の新旧関係の判断に当たっては、明確な切り合い関係のみを根拠とした上で、断層規模（断層長さ、破碎部の幅）の大きい断層や、耐震重要施設等の直下にある断層は全て評価対象断層として選定し、陸域6本（S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7及びS-8）、海岸部2本（K-2及びK-3）を選定したことを説明したこと（準備書面(34)第6の1(6)（87頁））を明らかにする。</p>

乙A第169号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答）（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000305222.pdf よりダウンロード) [1ないし12頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年3月13日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和2年3月13日に開催された第849回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、海岸部において、取水路付近で追加ボーリング調査を行った結果を踏まえ、断層の抽出対象を拡大するとともに（従前のK-1ないしK-11に加えK-12ないしK-21を抽出），走向，傾斜及び運動方向のデータに基づいて断層の系統区分を行った結果、これまで評価対象としてきた海岸部2本（K-2及びK-3）に加えて、取水路沿いの1本（K-14）の計3本を評価対象としたことを説明したこと（準備書面(34)第6の1(7)（88頁））を明らかにする。</p>

乙A第170号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答）（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000329595.pdf よりダウンロード) [1ないし11頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年10月2日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和2年10月2日に開催された第902回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、海岸部において、不確さを考慮し、断層の抽出対象を拡大するとともに（従前のK-1ないしK-21に加えK-22ないしK-26を抽出），評価対象断層の選定に係る断層の傾斜に基づく系統区分について、傾斜角度に加えて傾斜方向をも考慮した結果、これまで評価対象としてきた海岸部3本（K-2, K-3及びK-14）に加えて、取水路トンネル下に位置する1本（K-18）の計4本を評価対象としたことを説明したこと（準備書面(34)第6の1(8)（88頁））を明らかにする。

乙A第171号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（抜粋） (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/12348280/www2.nra.go.jp/data/000237904.pdf よりダウンロード) [1ないし5頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年7月6日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成30年7月6日に開催された第597回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、第553回審査会合で評価対象断層として選定した5本の活動性評価について、S-1 (M-12. 5' 孔等) 及び S-2・S-6 (F-8. 5' 孔等) の新たな鉱物脈法データの取得や S-4 に係る 35m 盤トレンチの新規掘削等、データ拡充の状況を説明したこと（準備書面(34) 第6の2(1) (90頁)) を明らかにする。

乙A第172号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 参考資料 有識者会合で示された「今後の課題」に対するデータ拡充について (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/12348280/www2.nra.go.jp/data/000237910.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年7月6日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、平成30年7月6日に開催された第597回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、有識者会合評価書で示された「今後の課題」に対するデータ拡充状況について説明を行ったこと（準備書面(34)第6の2(1)（90頁））を明らかにする。

乙A第173号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造及び敷地周辺の地形、地質・地質構造【調査・検討の状況と今後の進め方】 (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/12310939/www2.nsr.go.jp/data/000273213.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年6月14日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和元年6月14日に開催された第728回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、調査・検討状況と今後の進め方として、陸域については、第671回審査会合で選定対象として確定した陸域の評価対象断層6本につき、ボーリング調査、コア観察、CT画像観察、薄片観察及び各種分析を実施中であること、また、海岸部については、耐震重要施設である取水路トンネルとの位置関係に係るデータを拡充するため、同トンネル接地面における破碎部の分布確認や断層の深部方向の連続性を確認するボーリング調査及びコア観察を実施中であること等を説明したこと（準備書面(34)第6の2(2)(90, 91頁))を明らかにする。</p>

乙A第174号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第728回 (国立国会図書館ウェブサイト https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12234022/www2.nsr.go.jp/data/000276129.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年6月14日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和元年6月14日に開催された第728回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、被告が、調査・検討状況と今後の進め方として、陸域については、第671回審査会合で選定対象として確定した陸域の評価対象断層6本につき、ボーリング調査、コア観察、CT画像観察、薄片観察及び各種分析を実施中であること、また、海岸部については、耐震重要施設である取水路トンネルとの位置関係に係るデータを拡充するため、同トンネル接地面における破碎部の分布確認や断層の深部方向の連続性を確認するボーリング調査及びコア観察を実施中であること等を説明したこと（準備書面(34)第4の2(2)(90, 91頁)を明らかにする。</p>

乙A第175号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答）（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000288086.pdf よりダウンロード） [1ないし10頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年10月25日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和元年10月25日に開催された第788回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、陸域の評価対象断層6本全てにつき、それぞれ新たにボーリング調査を実施した上で、ボーリングコア観察、CT画像観察、薄片観察を行い、各断層を横断する粘土鉱物を確認するとともに、それらの粘土鉱物につき、XRD分析等を実施して、生成年代の詳細な検討を行ったことを説明したこと（準備書面(34)第6の2(3)(91頁))を明らかにする。</p>

乙A第176号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答）（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000317520.pdf よりダウンロード) [1ないし17頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月10日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和2年7月10日に開催された第875回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、第849回審査会合において評価対象断層として選定した9本の活動性評価について説明し、特に、S-1については、第597回審査会合及び第788回審査会合におけるコメントを踏まえ、S-1北西部の鉱物脈法データ（H-6.6-1孔）を取得したこと、S-4（E-8.60孔）やK-14（H-0.3-80孔）等の鉱物脈法データを取得したことを説明したこと（準備書面(34)第6の2(4)（91頁））を明らかにする。</p>

乙A第177号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答）（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000339885.pdf よりダウンロード） [1ないし17頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月15日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和3年1月15日に開催された第935回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、第902回審査会合において評価対象断層として確定した10本の活動性評価について説明し、特に、鉱物脈法については、第875回審査会合以降、S-1 (H-6. 7孔), S-4 (E-8. 50'孔), S-7 (H-5. 4-1孔), K-2 (H-1. 1-87孔), K-3 (M-2. 2孔) 及びK-18 (H-0. 2-75孔) の鉱物脈データを取得したこと等を説明したこと（準備書面(34)第6の2(5)(92頁)を明らかにする。</p>

乙A第178号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第935回 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000341894.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月15日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和3年1月15日に開催された第935回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会から、鉱物脈法に用いる鉱物脈の生成年代等について、「イライト／スマクタイト混合層は後期更新世以降に生成したものではなく、断層の最新面と鉱物脈との接触関係による活動性評価を行う際の指標として用いることができる鉱物脈であるという、北陸電力の評価方針というのを概ね理解いたしました。」として、被告の説明を概ね了承した旨のコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(5)（92頁）：本書証18頁）を明らかにする。</p>

乙A第179号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する現地調査について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000372854.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和3年11月18日及び19日に開催された本件原子力発電所の第1回現地調査の概要を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・本件敷地及び敷地周辺において、上載地層法に係るトレンチを確認した上で、原子力規制委員会から、S-2・S-6に係るNo. 2トレンチについて、有識者会合評価書において指摘された、断層活動の影響により地層が山側に傾斜している可能性の有無を判断するため、S-2・S-6との位置関係も考慮して上載地層の傾斜方向や礫の長軸の傾斜方向について分析・説明するよう求めるコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(6)(92, 93頁)：本書証3頁） ・本件敷地及び敷地周辺において、上載地層法に係る

	<p>トレンチを確認した上で、原子力規制委員会から、S-4について、35m盤トレンチでは、S-4が岩盤中で不明瞭となっており、上載地層との関係が判断できないとのコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(6)（93頁）：本書証3頁）</p> <p>・本件敷地及び敷地周辺において、鉱物脈法に係るボーリングコア試料、薄片試料等を確認した上で、原子力規制委員会から、鉱物脈法による活動性評価について、鉱物脈が断層を横断する状況について改めて追加観察を行うことや、本件敷地内断層と福浦断層との破碎部性状の違いについて微細構造の違いを詳細に比較した説明を資料化すること等を求めるコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(6)（93頁）：本書証3、4頁）</p>
--	---

乙A第180号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地及び敷地周辺の地質・地質構造について【追加調査計画】 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000378351.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年1月14日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和4年1月14日に開催された第1024回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、第1回現地調査のコメント等を踏まえ、S-4に係る35m盤トレンチの追加掘削、露頭観察及び各種分析（XRD分析、帯磁率測定、EPMA分析、薄片観察）等を実施することを説明したこと（準備書面(34)第6の2(7)（93頁））を明らかにする。

乙A第181号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1024回（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000380417.pdf よりダウンロード) [1ないし3, 28ないし48頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年1月14日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和4年1月14日に開催された第1024回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、被告が、第1回現地調査のコメント等を踏まえ、S-4に係る35m盤トレンチの追加掘削、露頭観察及び各種分析（XRD分析、帯磁率測定、EPMA分析、薄片観察）等を実施することを説明したこと（準備書面(34)第6の2(7)（93頁））を明らかにする。</p>

乙A第182号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答）（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000390494.pdf よりダウンロード) [1ないし21頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年5月20日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和4年5月20日に開催された第1049回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、第1回現地調査のコメント等に回答するとともに、S-4に係る35m盤トレンチの追加掘削を行ったこと等を説明したこと（準備書面(34)第6の2(8)(93頁))を明らかにする。

乙A第183号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答）（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000404156.pdf よりダウンロード） [1ないし19頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年9月16日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和4年9月16日に開催された第1073回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において被告が提出した資料である。 本書証によって、被告が、K-2, K-18等の鉱物脈法による評価、本件敷地内断層と福浦断層との破碎部性状の比較等を踏まえた評価等について説明し、K-2の鉱物脈法データ（G-1. 5-80孔）を追加したこと等を説明したこと（準備書面(34)第6の2(9)（95頁））を明らかにする。

乙A第184号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1073回（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000405725.pdf よりダウンロード) [1ないし3, 35ないし71頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年9月16日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和4年9月16日に開催された第1073回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会から、K-3の形成環境等を踏まえた活動性評価について、「K-3というのは、ほかの敷地内の断層とは異なっていて（略）基質中に変質鉱物が網目状に分布して、その網目状の変質鉱物に変位・変形は認められないということを根拠に評価としていること。（略）K-3とほかの断層との性状が違うことと活動性の評価というのに矛盾がないということについては確認できました。」として、被告の説明を了承した旨のコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2(9)(95頁)：本書証62, 63頁）を明らかにする。</p>

乙A第185号証

証拠の標目	北陸電力（株）志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査に関する現地調査 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www2.nra.go.jp/data/000408538.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年10月
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、令和4年10月13日及び14日に開催された本件原子力発電所の第2回現地調査の概要を取りまとめたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会から、本件敷地内断層と福浦断層との比較について、両者の違いをより明確に説明するよう求めるコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2⑩（95頁）：本書証5頁） ・原子力規制委員会から、S-4に係る35m盤トレンチについて、ブロックサンプリング、CT画像観察等を行い、岩盤と上載地層との境界を明確にした上で、改めてS-4と上載地層との関係を確認し、S-4について上載地層法の適用が可能かどうか検討するよう求めるコメントがなされたこと（準備書面(34)第6の2⑩（95頁）：本書証2，3頁）

乙A第186号証

証拠の標目	原子力規制委員会の審査状況 (北陸電力ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shinsa/index.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年10月
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、被告のウェブサイトを印刷したものである。 本書証によって、被告が本件原子力発電所の新規制基準適合性審査に提出した資料の一覧（準備書面(34)第6の3（98頁））を明らかにする。

乙A第187号証

証拠の標目	令和4年度原子力規制委員会第81回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nra.go.jp/data/000423346.pdf よりダウンロード) [1, 34ないし36頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月8日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和5年3月8日に開催された令和4年度第81回原子力規制委員会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・石渡委員が、「3月3日なのですけれども（略）北陸電力の志賀原子力発電所の審査を行いました。（略）評価すべき断層というのを10本選んで、その全てについて、規定・規則・ガイド等に基づいて活動性はないという評価ができそうだということで、おおむね妥当な検討がなされたという判断をいたしました。これについて、実は7年前の2016年に（略）（被告注：有識者会合）評価書を決定したわけです。今回の結論というのは、ある意味、180度逆の結論になっているわけで、これについては、やはり原子力規制委員会で議論していただく必要がある

	<p>と私は考えます。」として、これまでの審査会合の審議結果を踏まえ、原子力規制委員会定例会議において、委員5名により審議を行うべきであるとの意見を述べたこと（準備書面(34)第6の3（98頁）：本書証34，35頁）</p> <p>・山中委員長を含む他の委員4名全員が石渡委員の上記意見に賛成し、翌週の原子力規制委員会定例会議で審議が行われることとなったこと（準備書面(34)第6の3（98頁）：本書証35，36頁）</p>
--	--